

標準報酬月額の時改定における「年間平均額による保険者算定」の新設について（お知らせ）

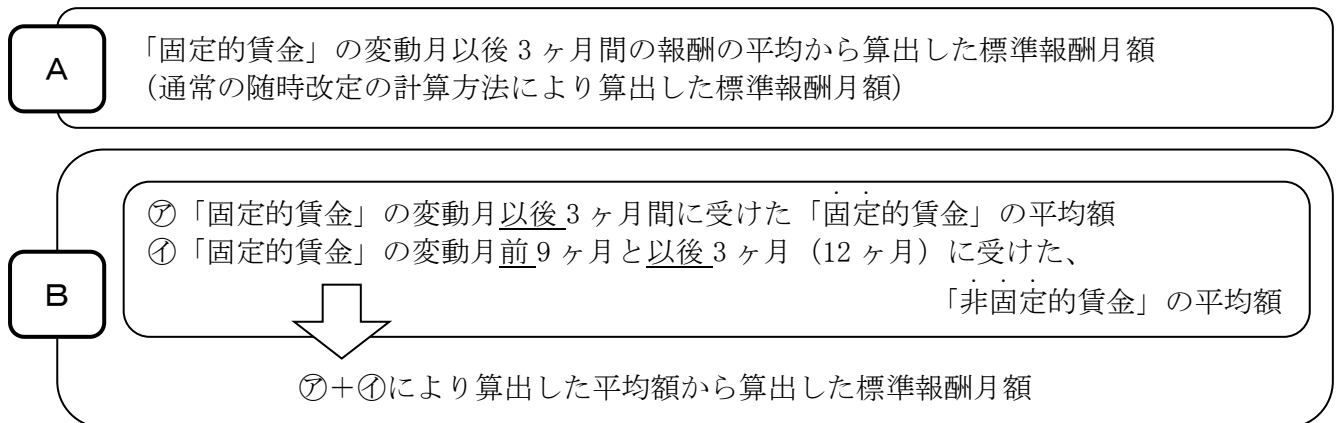
「標準報酬月額の定時決定及び時改定の取扱いについて」の一部改正により、「定時決定」と同様に「時改定」においても「年間平均額による保険者算定」が新設されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【改正の趣旨】

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって「時改定」を行うことが著しく不当であると認められる場合について、下記の要件を全て満たした場合に、事業主が被保険者の同意を得たうえ、届出することができます。

【改正の要件】※概要につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。



[要件①] 現在の標準報酬月額と **A** との間に2等級以上の差があること。

[要件②] **A** と **B** との間に2等級以上の差があること。

[要件③] 業務の性質上、例年発生することが見込まれること。(賃金台帳の提出を求める場合があります)
※「単年度のみ」「一時的な繁忙」「固定的賃金のみ」の変動は対象外となります。

[要件④] 現在の標準報酬月額と **B** との間に1等級以上の差があること。

- 【届出方法】
- I. 事業主の申立書(様式例1)
 - II. 被保険者の報酬および同意を確認する用紙(様式例2)
(月額変更届の備考欄に「年間平均」と記載のうえI、IIを添付してください。)

【施行期日】 平成30年10月改定以降

<ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください>

大阪薬業健康保険組合	適用課	TEL	06-6941-5004
	神戸支部	TEL	078-221-6100
	京都支部	TEL	075-801-2905
大阪薬業企業年金基金	適用課	TEL	06-6945-1021